

障がい者福祉のしおり

(令和6年度版)



※ このしおりは令和6年4月現在の制度について記載されています。

今後、変更される場合もありますので、詳しくは、主管箇所にお尋ねください。

柳井市

目 次

【1】相談窓口

1-1	行政関係の相談	1
1-2	障がいに関する相談	1
1-3	身体障がいの相談	2
1-4	知的障がいの相談	2
1-5	精神障がいの相談	2
1-6	障がい児の相談	3
1-7	職業の相談	3
1-8	さまざまな相談	4
1-9	子どもの発達相談	5

【2】手帳

2-1	障害者手帳	7
	（1）身体障害者手帳	
	（2）療育手帳	
	（3）精神障害者保健福祉手帳	
2-2	その他	8

【3】医療

3-1	医療費助成	9
	（1）重度心身障害者医療費助成制度	
	（2）後期高齢者医療制度の資格認定	
	（3）自立支援医療	
3-2	発育・発達の健診・相談	12

【4】手当・年金

4-1	年金	12
	（1）障害年金	
	（2）障害厚生年金・障害手当金	
	（3）特別障害給付金	
4-2	手当	13
	（1）特別障害者手当	
	（2）障害児福祉手当	
	（3）特別児童扶養手当	
	（4）心身障害者扶養共済	

【5】障害者総合支援法によるサービス

5-1	概要	15
5-2	障害福祉サービスの内容	16
	（1）障害支援区分	
	（2）利用者負担	

- (3) 利用者負担の減免
 - (4) 指定特定相談支援事業
- 5-3 介護保険法との関係21
- 5-4 地域生活支援事業21
 - (1) 日中一時支援事業
 - (2) 移動支援事業
 - (3) 訪問入浴サービス事業
 - (4) 相談支援事業
 - (5) 地域活動支援センター事業

【6】児童福祉法によるサービス

- 6-1 概要 24
- 6-2 給付の内容 24
- 6-3 障害児相談支援事業 24
- 6-4 障害児通所支援事業所一覧 25

【7】日常生活の援助

- 7-1 補装具（障害福祉サービス） 26
- 7-2 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業 26
- 7-3 日常生活用具給付事業 27
 - (1) 日常生活用具
 - (2) 点字図書
 - (3) 住宅改修
- 7-4 意思疎通支援事業 31
 - (1) 手話通訳者等の派遣
 - (2) 要約筆記者等の派遣
- 7-5 社会参加促進事業 31
 - (1) 点字・声の広報発行事業
 - (2) 点訳講習会
 - (3) 手話奉仕員養成講座
 - (4) スポーツ・レクリエーション事業
- 7-6 その他の支援 32
 - (1) 寝具洗濯乾燥消毒サービス
 - (2) 訪問理美容サービスの出張経費の助成
 - (3) 緊急通報体制整備事業
 - (4) 福祉車両の貸出し
 - (5) 車いすの貸出し
 - (6) 生活福祉資金の貸付け
 - (7) 選挙（郵便等による不在者投票）
 - (8) ヘルプマーク

【8】交通・移動の援助

- 8-1 社会参加支援関連事業 35
 - (1) 障害者自動車運転免許取得費助成事業
 - (2) 身体障害者用自動車改造費助成事業
 - (3) 駐車禁止除外指定車標章の交付
 - (4) やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度
- 8-2 公共交通機関の割引 37
 - (1) JR旅客運賃の割引
 - (2) バス運賃の割引（防長バス）
 - (3) 航空旅客運賃の割引
 - (4) タクシー運賃の割引
 - (5) 障害者タクシー福祉乗車割引証
 - (6) 予約制乗合タクシー運賃の割引
 - (7) フェリー運賃の割引
 - (8) 有料道路通行料金の割引

【9】税金・公共料金

- 9-1 税の減免 40
 - (1) 自動車税・自動車取得税の減免
 - (2) 軽自動車税・軽自動車取得税の減免
 - (3) その他税の控除
- 9-2 公共料金等 40
 - (1) NTT電話番号の無料案内
 - (2) 携帯電話基本料金の割引
 - (3) 郵便料金
 - (4) NHK受信料の減免

【10】その他

- 10-1 交通事故による被害者援護制度 42
 - (1) 交通遺児等育成資金
 - (2) 重度後遺障害者への介護料支給
-

【1】相談窓口

※相談窓口は、祝日、年末年始など休みのときがあります。

訪問されるときは、事前に各相談窓口にお問い合わせください。

1-1：行政関係の相談

相談内容	名称	住所	連絡先	開館日
				開館時刻
障がいに関する総合窓口	柳井市役所 社会福祉課	〒742-8714 柳井市南町 1-10-2	Tel 22-2111 Fax 23-7566	平日 8:30~17:15
保健指導、健康相談等	柳井市保健センター	〒742-0031 柳井市南町 6-12-1	Tel 23-1190 Fax 23-3723	平日 8:30~17:15
難病対策、特定疾患、 精神保健福祉、保健指導、 健康相談等	山口県柳井健康福祉セン ター	〒742-0031 柳井市南町 3-9-3 山口県柳井総合庁舎内	Tel 22-3631 Fax 22-7286	平日 8:30~17:15
福祉活動に関すること	社会福祉法人 柳井市社会福祉協議会	〒742-0031 柳井市南町 3-9-2	Tel 22-3800 Fax 23-1107	平日 8:30~17:15

1-2：障がいに関する相談（委託相談支援事業所）

相談内容	名称	住所	連絡先	開館日
				開館時刻
障がい者（児）の相談、 情報の提供	やない地域生活支援セ ンター	〒742-0021 柳井市柳井 1910-1	Tel 22-1205 Fax 22-2226	月～土 9:00~17:00
	地域生活支援センター たんぽぽ	〒742-1504 熊毛郡田布施町川西 1144 番地 城南学園内	Tel (0820) 52-2678 Fax (0820) 25-3376	平日 9:00~17:15
	たちばな園相談支援事 業所	〒742-2802 大島郡周防大島町油良 1020	Tel (0820) 73-5010 Fax (0820) 73-5020	平日 8:30~17:15

Ⅰ－３：身体障がいの相談

相談内容	名称	住所	連絡先	開館日
				開館時刻
身体障がいに関する相談	身体障害者相談員 大下 博		Tel 23-1319	
聴覚障がいに関する相談	山口県聴覚障害者 情報センター	〒747-1221 山口市鋳銭司南原 2364-1	Tel (083) 985-0611 Fax (083) 985-0613	木～火 9:00～17:00 ※土日のみ 9:00～21:00
身体障がい者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談並びに指導	山口県身体障害者 更生相談所	〒753-0814 山口市吉敷下東 4-17-1 山口県福祉総合相談支援センター内	Tel (083) 902-2670 Fax (083) 902-2678	平日 8:30～17:15

Ⅰ－４：知的障がいの相談

相談内容	名称	住所	連絡先	開館日
				開館時刻
知的障がいに関する相談	知的障害者相談員 松田 渉照		Tel 22-9556	
	知的障害者相談員 弘津 紀代子		Tel 22-8312	
療育手帳交付（18歳以上）等の判定業務、知的障がい者に関する問題についての家族等からの相談	山口県知的障害者 更生相談所	〒753-0814 山口市吉敷下東 4-17-1 山口県福祉総合相談支援センター内	Tel (083) 902-2673 Fax (083) 902-2678	平日 8:30～17:15

Ⅰ－５：精神障がいの相談

相談内容	名称	住所	連絡先	開館日
				開館時刻
精神障がいに関する相談、情報の提供	やない地域生活支援センター	〒742-0021 柳井市柳井 1910-1	Tel 22-1205 Fax 22-2226	月～土 9:00～17:00
心の健康と精神障がいに関する相談、精神障害者保健福祉手帳交付、自立支援医療(精神通院)判定等	山口県精神保健福祉センター	〒753-0814 山口市吉敷下東 4-17-1 山口県福祉総合相談支援センター内	心の健康電話相談 Tel (083) 901-1556	平日 9:00～11:30 13:00～16:30
			いのちの情報ダイヤル“絆” Tel (083) 902-2679	火・金 9:00～11:30 13:00～16:30

発達障がいに関する問題等についての相談	山口県発達障害者支援センター まっぷ（社会福祉法人 ひらきの里）	〒753-0814 山口市吉敷下東4-17-1 山口県福祉総合相談支援センター内	Tel (083)902-2680 Fax (083)902-2682	平日 9:15～12:00 13:00～16:30
---------------------	----------------------------------	--	--	---------------------------------

1-6：障がい児の相談

相談内容	名称	住所	連絡先	開館日
				開館時刻
在宅療育等に関する相談	地域生活支援センター たんぽぽ	〒742-1504 熊毛郡田布施町川西 1144 番地 城南学園内	Tel 52-2678 Fax 25-3376	平日 9:00～17:15
18 歳未満の児童福祉に関する相談（発達の遅れ、障がいのある児童について）、指導等市町への専門的支援	山口県中央児童相談所	〒753-0814 山口市吉敷下東4-17-1 山口県福祉総合相談支援センター内	Tel (083) 902-2189 Fax (083) 902-2678	平日 8:30～17:15
	山口県岩国児童相談所（18 歳未満の療育手帳の判定）	〒740-0016 岩国市三笠町1-1-1 山口県岩国総合庁舎内	Tel (0827) 29-1513 Fax (0827) 29-1597	平日 8:30～17:15
発達障がいに関する相談、普及啓発、研修	山口県発達障害者支援センター まっぷ（社会福祉法人 ひらきの里）	〒753-0814 山口市吉敷下東4-17-1 山口県福祉総合相談支援センター内	Tel (083) 902-2680 Fax (083) 902-2682	平日 9:15～12:00 13:00～16:30

1-7：職業の相談

相談内容	名称	住所	連絡先	開館日
				開館時刻
求人求職情報等	ハローワーク柳井	〒742-0031 柳井市南町2-7-22	Tel 22-2661 Fax 22-1069	平日 8:30～17:15
就労に関する助言	山口障害者職業センター	〒747-0803 防府市岡村町3-1	Tel (0835) 21-0520 Fax (0835) 21-0569	平日 8:45～17:00
就労に関する助言	障害者就業・生活支援センター蓮華	〒740-0018 岩国市麻里布2丁目 3-10-1F	Tel (0827) 28-0021 Fax (0827) 28-0211	月～土 10:00～17:00
若者の職業的自立のための無料総合相談窓口	しゅうなん若者サポートステーション	〒745-0045 周南市徳山港町1-1	Tel (0834) 27-6270 Fax (0834) 31-2088	月～金 9:30～17:30

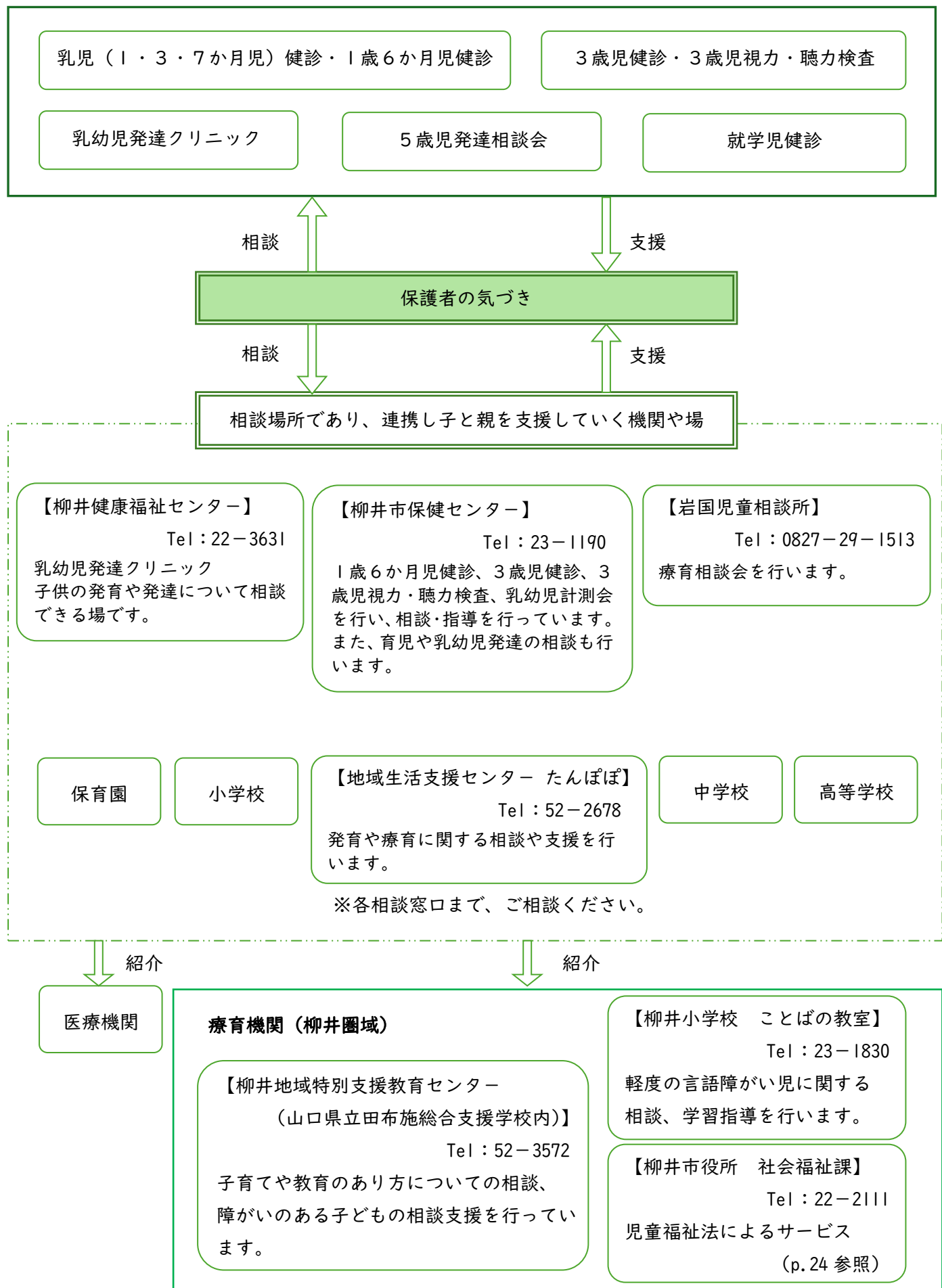
Ⅰ－８：さまざまな相談

相談内容	名称	住所	連絡先	開館日
				開館時刻
障がい者に対する虐待に関する相談	柳井市役所 社会福祉課	〒742-8714 柳井市南町 1-10-2	Tel 22-2111 Fax 23-7566	平日 8:30～17:15
	柳井圏域障害者虐待防止センター	〒742-1504 熊毛郡田布施町川西 1144 番地 城南学園内	Tel 52-2678 Fax 25-3376	終日
	山口県障害者権利擁護センター	〒753-0072 山口市大手町 9-6 社会福社会館内	Tel(083) 902-8300 Fax(083) 922-9915	平日 8:30～16:30
障がいを理由とする差別に関する相談	柳井市役所 社会福祉課	〒742-8714 柳井市南町 1-10-2	Tel 22-2111 Fax 23-7566	平日 8:30～17:15
	山口県障害者権利擁護センター	〒753-0072 山口市大手町 9-6 社会福社会館内	Tel(083) 902-8300 Fax(083) 922-9915	平日 8:30～16:30
障がい者本人やその家族等の心配ごとや悩みについての相談	山口県障害者社会参加推進センター 「障害者ホットライン」	〒753-0072 山口市大手町 9-6 社会福社会館内	Tel (083) 928-5580 Fax (083) 928-5436	月・火・木・金 10:00～16:00
思春期、ストレス相談 ※要予約 ※精神科を受診中の方の相談は、除く。	山口県柳井健康福祉センター	〒742-0031 柳井市南町 3-9-3 山口県柳井総合庁舎内	Tel 22-3631 Fax 22-7286	原則 毎月第4金曜日 13:00～16:00
こころの健康相談 ※要予約	山口県柳井健康福祉センター	〒742-0031 柳井市南町 3-9-3 山口県柳井総合庁舎内	Tel 22-3631 Fax 22-7286	原則 毎月第3火曜日 13:00～14:00
高次脳機能障がいの相談	山口県立こころの医療センター（高次脳機能障害支援センター）	〒755-0241 宇部市東岐波 4004-2	Tel (0836) 58-1218 Fax (0836) 58-6503	平日 9:00～17:00
こころの救急電話相談 精神科受診など早急な対応に関する電話相談	山口県立こころの医療センター（山口県精神科救急情報センター）		Tel (0836) 58-4455	24 時間対応
福祉サービスに関する利用者等からの相談	山口県福祉サービス運営適正化委員会	〒753-0072 山口市大手町 9-6 社会福社会館内	Tel (083) 924-2837	平日 8:30～17:00

1-9: 子どもの発達相談

相談内容	名称	住所	連絡先	開館日
				開館時刻
子どもの発育や発達についての相談	柳井市保健センター	〒742-0031 柳井市南町 6-12-1	Tel 23-1190 Fax 23-3723	平日 8:30~17:15
	柳井市子育て世代包括支援センター 「やなでこ相談室」	〒742-0031 柳井市南町 6-12-1 (柳井市保健センター内)	Tel 22-8705	平日 8:30~17:15
	山口県柳井健康福祉センター	〒742-0031 柳井市南町 3-9-3 山口県柳井総合庁舎内	Tel 22-3631 Fax 22-7286	平日 8:30~17:15
子育てや教育のあり方についての相談、障がいのある子どもの相談支援	柳井地域特別支援教育センター	〒742-1504 熊毛郡田布施町川西 1030 番地 田布施総合支援学校内	Tel 52-3572	平日 9:00~17:00
軽度の言語障がい児に関する相談、学習指導	ことばの教室 (柳井市通級指導教室)	〒742-0021 柳井市柳井 3680 番地 4 柳井小学校内	Tel 23-1830	平日 8:30~16:30
在宅療育等に関する相談	地域生活支援センター たんぽぽ	〒742-1504 熊毛郡田布施町川西 1144 番地 城南学園内	Tel 52-2678 Fax 25-3376	平日 9:00~17:15
発達障がいに関する相談及び普及啓発、研修	山口県発達障害者支援センターまっぷ(社会福祉法人 ひらきの里)	〒753-0814 山口市吉敷下東 4-17-1 山口県福祉総合相談支援センター内	Tel (083) 902-2680 Fax (083) 902-2682	平日 9:15~12:00 13:00~16:30
身体面、精神面に発達の遅れがある児童に関する相談	山口県岩国児童相談所	〒740-0016 岩国市三笠町 1-1-1 山口県岩国総合庁舎内	Tel (0827) 29-1513 Fax (0827) 29-1597	平日 8:30~17:15

子どもの発達相談



【2】 手帳

2-1：障害者手帳

障がい者が自立した生活を送ることができるよう、いろいろな支援制度があります。
これらの制度を利用するには、各種障害者手帳が必要です。

(1) 身体障害者手帳

内 容	身体障害者手帳は、申請に基づいて、身体障がい者（児）に対して県知事から交付されます。 障がいの程度により、１～６級の手帳が交付されます。 (認定は１級から７級までありますが、 <u>７級の手帳は、交付されません。</u>)
対 象 者	次のいずれかに該当する方 ・視覚障害 ・聴覚障害 ・平衡機能障害 ・音声機能・言語機能・そしゃく機能障害 ・肢体不自由 ・心臓機能障害 ・腎臓機能障害 ・呼吸器機能障害 ・ぼうこう又は直腸機能障害 ・小腸機能障害 ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 ・肝臓機能障害
申請手続きに必要なもの	①申請書 ②身体障害者福祉法第１５条第１項に規定する指定医師による所定の診断書 ③写真２枚（縦４cm×横３cm） ※申請書、診断書の様式は窓口にあります。
窓 口	柳井市役所 社会福祉課

(2) 療育手帳

内 容	療育手帳は、知的障がい児（者）に対して一貫した指導、相談を行うとともに、各種の援助支援等を受けやすくするために県知事から交付されます。 障がいの程度は、ＡかＢに区別されます。
対 象 者	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された方
申請手続きに必要なもの	①申請書 ②写真１枚（縦４cm×横３cm） ③次の判定機関にて判定を受ける必要があります。 ・１８歳未満…児童相談所の判定 ・１８歳以上…知的障害者更生相談所の判定 ※申請書は、窓口にあります。
窓 口	柳井市役所 社会福祉課

(3) 精神障害者保健福祉手帳

内 容	精神障害者保健福祉手帳は、申請に基づいて、精神障がい者（児）に対して県知事から交付されます。
対 象 者	精神障がいのため、長期にわたり日常生活又は社会生活を送る上で制約がある方
障がいの程度	１～３級
申請手続きに必要なもの	①申請書 ②次のいずれか ・障害年金の年金証書、振込通知書 ・医師の診断書（精神障害者保健福祉手帳用） ③同意書（障害年金の年金証書、振込通知書で申請するときのみ必要） ④写真１枚（縦４cm×横３cm） ※申請書と同意書、診断書の様式は、窓口にあります。
有効期限	原則２年
更新手続き	有効期限の３ヶ月前から可能 （例）有効期限：令和６年４月３０日→更新手続き：令和６年２月１日～
窓 口	柳井市役所 社会福祉課

２－２：その他

各種障害者手帳をお持ちの方は、次のようなときに必ず手続をしてください。

- 障がいがなくなったとき。
- 障がいの程度が変わったとき。
- 新しく別の障がいが発生したとき。
- 住所、氏名が変わったとき。
- 保護者が変わったとき。
- 障がい者本人が死亡したとき。

【3】 医療

3-1：医療費助成

（1）重度心身障害者医療費助成制度

内 容	重度の心身障がい者(児)に対して、医療費の自己負担金(保険診療分)を助成します。県外で受診したときの医療費は、後日領収書を添付して申請をすると助成されます。 ※ただし、他の公費助成金等及び健康保険組合等からの高額療養費（付加金を含む。）が支払われるときは、その額を除きます。
対 象 者	次のいずれかに該当する方 ・身体障害者手帳Ⅰ～Ⅲ級 ・療育手帳A ・精神障害者保健福祉手帳Ⅰ級 ・国民年金法施行令別表Ⅰ級程度の障がいがある方
申請手続きに必要なもの	①次のいずれか ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・年金証書及び直近の振込通知書 ②健康保険証 ※ただし、対象者本人の所得制限があります。
窓 口	柳井市役所 社会福祉課

（2）後期高齢者医療制度の資格認定

内 容	一定の障がいのある方は、65歳から後期高齢者医療制度に加入することができます。なお、障がい認定による75歳未満の加入は、任意の制度ですので、申請が必要です。また、加入後は75歳になるまでいつでも撤回が可能です。
対 象 者	次のいずれかに該当する方 ・国民年金法における障害年金Ⅰ級及びⅡ級 ・精神障害者保健福祉手帳Ⅰ級及びⅡ級 ・療育手帳A ・身体障害者手帳Ⅰ～Ⅲ級 ・身体障害者手帳Ⅳ級の交付を受けており、次のいずれかに該当する方 ・音声言語機能の著しい障がい ・両下肢の全ての指を欠く ・下肢の下腿1／2以上を欠く ・下肢の機能の著しい障がい
窓 口	柳井市役所 市民生活課

(3) 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）

障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、医療費の一部を助成します。

利用者負担は、原則医療費の1割です。※世帯の収入状況に応じて月額負担上限額が設定されます。

■利用者負担上限額

区 分		世帯の収入状況	負担上限月額	
生活保護		生活保護受給世帯	0 円	
低所得 1		市民税非課税世帯で本人収入が 80 万円以下	2,500 円	
低所得 2		市民税非課税世帯で本人収入が 80 万円を超える	5,000 円	
中間所得	中間 1	市民税課税世帯で市民税額（所得割）が 3 万 3 千円未満	重度かつ継続 5,000 円	医療保険の 自己負担限 度額
	中間 2	市民税課税世帯で市民税額（所得割）が 23 万 5 千円未満	重度かつ継続 10,000 円	
一定所得以上		市民税課税世帯で市民税額（所得割）が 23 万 5 千円以上	重度かつ継続 20,000 円	公費負担の 対象外

※医療費の助成の対象となるのは、自立支援医療指定医療機関のみです。

ア 更生医療

対 象 者	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けている方で、身体障害者更生相談所の判定により必要と認められた方
申請手続きに必要なもの	①申請書 ②同意書 ③身体障害者手帳 ④更生医療指定医療機関の医師が作成した更生医療意見書 ⑤申請者と同一保険に加入されている方全員の健康保険証の写し ⑥収入状況が確認できる物（年金証書及び年金振込通知書） ⑦特定疾病療養受療証の写し（人工透析の方のみ） ※申請書、同意書は窓口にあります。
有効期限	医療の種類によって異なります。
窓 口	柳井市役所 社会福祉課

対象となる障がい	医療の具体例
視覚障害	白内障手術 他
聴覚障害	人工内耳埋込術 他
音声・言語・そしゃく機能障害	顎形成術、矯正治療 他
肢体不自由	人工関節置換術 他
心臓機能障害	ペースメーカー植え込み術、人工弁置換術 他
腎臓機能障害	人工透析、腎移植術 他
小腸機能障害	中心静脈栄養法
免疫機能障害	抗HIV療法 他
肝臓機能障害	肝臓移植術 他

イ 育成医療

対 象 者	身体障がいがある児童又は現存する疾患の治療を行わなければ、将来において障がいを残すと認められる児童
対象となる医療	次のいずれかに対する医療 ・視覚障がい ・聴覚、平衡機能の障がい ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい ・肢体不自由 ・心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能の障がい ・先天性の内臓の機能の障がい ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がい
申請手続きに必要なもの	①申請書 ②同意書 ③育成医療指定医療機関の医師が作成した育成医療意見書 ④申請者と同一保険に加入されている方全員の健康保険証の写し ⑤収入状況が確認できる物（年金証書及び年金振込通知書） ⑥特定疾病療養受療証の写し（人工透析の方のみ） ※申請書、同意書は窓口にあります。
有効期限	医療の種類によって異なります。
窓 口	柳井市役所 社会福祉課

ウ 精神通院医療

対 象 者	精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患（てんかんを含む）を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある方
申請手続きに必要なもの	①申請書 ②同意書 ③診断書（精神通院医療用）※2年に1回必要です。 ④申請者と同一保険に加入されている方全員の健康保険証の写し ⑤マイナンバーカード（通知カード、マイナンバー入りの住民票でも可） ⑥収入状況が確認できる物（年金振込通知書もしくは通帳） ⑦身元確認書類 ※申請書、同意書は窓口にあります。
有効期間	1年間
更新手続き	有効期限の3ヶ月前から可能 （例）有効期限：令和6年4月30日→更新手続き：令和6年2月1日～ ※更新申請は毎年必要ですが、診断書の提出は2年に1回です。
窓 口	柳井市役所 社会福祉課

3-2: 発育・発達の健診・相談

乳児健康診査、1歳6か月児健診、3歳児健診、3歳児視力・聴力検査を行い、発育・発達についての相談、指導も行っています。

また、子どもの発達や集団生活での様子、子育てについて保護者が気になっていることがあれば、専門家による相談を受け付け、より良い支援を考えていくために、5歳児発達相談会（年中児対象）を行っています。育児相談、乳幼児発達相談については、随時受け付けています。

■窓 口 柳井市保健センター TEL: (0820) 23-1190

【4】 手当・年金

4-1: 年金

(1) 障害年金

ア 障害基礎年金

対 象 者	次のいずれにも該当する方 ○障がいの原因となった病気又はけがの初診日が次のいずれかの間にあること。 〔・国民年金加入期間 ・20歳前で年金制度に加入していない期間 ・日本国内に住んでいる60歳～65歳の方で年金制度に加入していない期間 ○病気又はけがの初診日から1年6か月を経過した日（ただし、その期間内に治ったときは、その日）に障がいの状態が国民年金法施行令の障害等級表に定める1級又は2級に該当すること。 ○初診日のある月の2か月前までの被保険者期間のうち、保険料納付済み期間と免除期間を合算した期間が3分の2以上あること。（ただし、初診日が令和8年3月31日までにあるときは、初診日のある月の2か月前までの直近の1年間に滞納がなければよいことになっています。） ※20歳になる前に初診日がある病気又はけがで障がいになったときは、原則として、20歳に達したときに障がいの程度が国民年金法施行令の障害等級表に定める1級又は2級に該当する状態にあれば、障害基礎年金が支給されます。納付要件は、不要です。ただし、本人に一定額以上の収入があると支給が停止されます。
窓 口	柳井市役所 市民生活課

イ 年金生活者支援給付金

対 象 者	障害基礎年金受給者で前年所得が約472万円以下の方 （年金とは別に給付金が支給されます。）
申 請 方 法	請求手続きが必要です。
窓 口	柳井市役所 市民生活課

(2) 障害厚生年金・障害手当金

対 象 者	厚生年金に加入している間に初診日のある病気やけがで障がいが残ったとき、障がいの程度に応じて支給されます。
窓 口	岩国年金事務所 TEL: (0827) 24-2222

(3) 特別障害給付金

対 象 者	次のいずれにも該当する方 ○国民年金の任意加入期間に加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない方 ○任意加入していなかった期間内に初診日があり、請求時に障害基礎年金Ⅰ級又はⅡ級相当の障がいにより該当する方 ○65歳に達する日の前日までに当該障がい状態になった方
窓 口	柳井市役所 市民生活課

4-2: 手当

(1) 特別障害者手当

対 象 者	日常生活に常時特別な介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障がい者（障がい重複している等） ※次のいずれかに該当する方には、支給できません。 ・受給資格者又はその配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得（障害基礎年金等を含む）が一定額以上ある方 ・障害者支援施設その他これに類する施設（グループホームを除く。）に入所している又は病院や診療所に3か月を超えて入院している方
手 当 額	月額 28,840円
申 請 方 法	窓口にお問い合わせください。
窓 口	柳井市役所 社会福祉課

(2) 障害児福祉手当

対 象 者	日常生活に常時特別な介護を必要とする20歳未満の在宅の重度障がい児 ※次のいずれかに該当する方には、支給できません。 ・受給資格者又はその配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得が一定額以上ある方 ・障害児入所施設その他これに類する施設に入所している方 ・障がいを支給事由とする公的年金を受給している方
手 当 額	月額 15,690円
申 請 方 法	窓口にお問い合わせください。
窓 口	柳井市役所 社会福祉課

(3) 特別児童扶養手当

対 象 者	身体又は精神に中度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している保護者 ※児童が児童福祉施設に入所している方には、支給できません。
手 当 額	Ⅰ級 月額 55,350円 Ⅱ級 月額 36,860円
申 請 方 法	窓口にお問い合わせください。
窓 口	柳井市役所 こどもサポート課

(4) 心身障害者扶養共済

内 容	心身障害者扶養共済制度に加入し、毎月掛金を県に納付すると、加入者が死亡又は重度障がいとなったとき、障がい者に対して県から一定の額を終身年金として支給されます。
対 象 者	次のいずれかに該当する方 ・ 65歳未満で特別の障がいや病気がない方 ・ 次の方を扶養している方 〔 身体障害者手帳1～3級所持者 ・ 療育手帳所持者 ・ 精神障害者保健福祉手帳所持者 ・ 上記と同程度の障がいと認められる精神又は身体の永続的な障がいがある方 ※障がいのある方一人に対して、加入できる保護者は、一人です。
掛 金 の 額	掛金の金額は、加入年度4月1日時点の加入者の年齢に応じて決まります。 (別表1)
掛 金 の 免 除	加入者が65歳(4月1日現在)以降最初に到来する加入応当月に達し、かつ、継続して20年以上加入したときは、その後の掛金が免除されます。
年 金 の 支 給	加入者が死亡し、又は重度障がいと認められたときは、その月から障がいのある方に対し、次の金額が障がいのある方の生涯にわたって支給されます。 【1口加入につき、月額 20,000円 (年額 240,000円)】
そ の 他	1年以上加入した後、加入者より先に障がいのある方が死亡したときは、一時金として加入期間に応じて、弔慰金が支給されます。
窓 口	柳井市役所 社会福祉課

(別表1) 掛金の額

加入時の年度の4月1日時点の年齢	掛金月額
35歳未満の方	9,300円
35歳以上40歳未満の方	11,400円
40歳以上45歳未満の方	14,300円
45歳以上50歳未満の方	17,300円
50歳以上55歳未満の方	18,800円
55歳以上60歳未満の方	20,700円
60歳以上65歳未満の方	23,300円

【5】 障害者総合支援法によるサービス

5-1：概要

自立支援給付

障害福祉サービス

介護給付

- ・ 居宅介護
- ・ 重度訪問介護
- ・ 行動援護
- ・ 重度障害者等包括支援
- ・ 同行援護
- ・ 短期入所
- ・ 療養介護
- ・ 生活介護
- ・ 施設入所支援

訓練等給付

- ・ 自立訓練（機能訓練/生活訓練）
- ・ 宿泊型自立訓練
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援（A型・B型）
- ・ 共同生活援助
- ・ 就労定着支援
- ・ 自立生活援助

相談支援

- ・ 計画相談支援
- ・ 地域相談支援

自立支援医療 p.10 参照

- ・ 更生医療
- ・ 育成医療
- ・ 精神通院医療

※自立支援医療のうち
精神通院医療の実施主体は、
都道府県等

補装具費の支給 p.26 参照

地域生活支援事業

- | | | | |
|----------------|---------|--------------|---------|
| ・ 日中一時支援事業 | p.21 参照 | ・ 移動支援事業 | p.21 参照 |
| ・ 訪問入浴サービス事業 | p.22 参照 | ・ 相談支援事業 | p.22 参照 |
| ・ 地域活動支援センター事業 | p.23 参照 | ・ 日常生活用具給付事業 | p.27 参照 |
| ・ 意思疎通支援事業 | p.31 参照 | ・ 社会参加促進事業 | p.31 参照 |

（参考）児童福祉法によるサービス p.24 参照

- | | |
|--------------|---------------|
| ・ 児童発達支援 | ・ 居宅訪問型児童発達支援 |
| ・ 放課後等デイサービス | ・ 保育所等訪問支援 |

5-2: 障害福祉サービスの内容

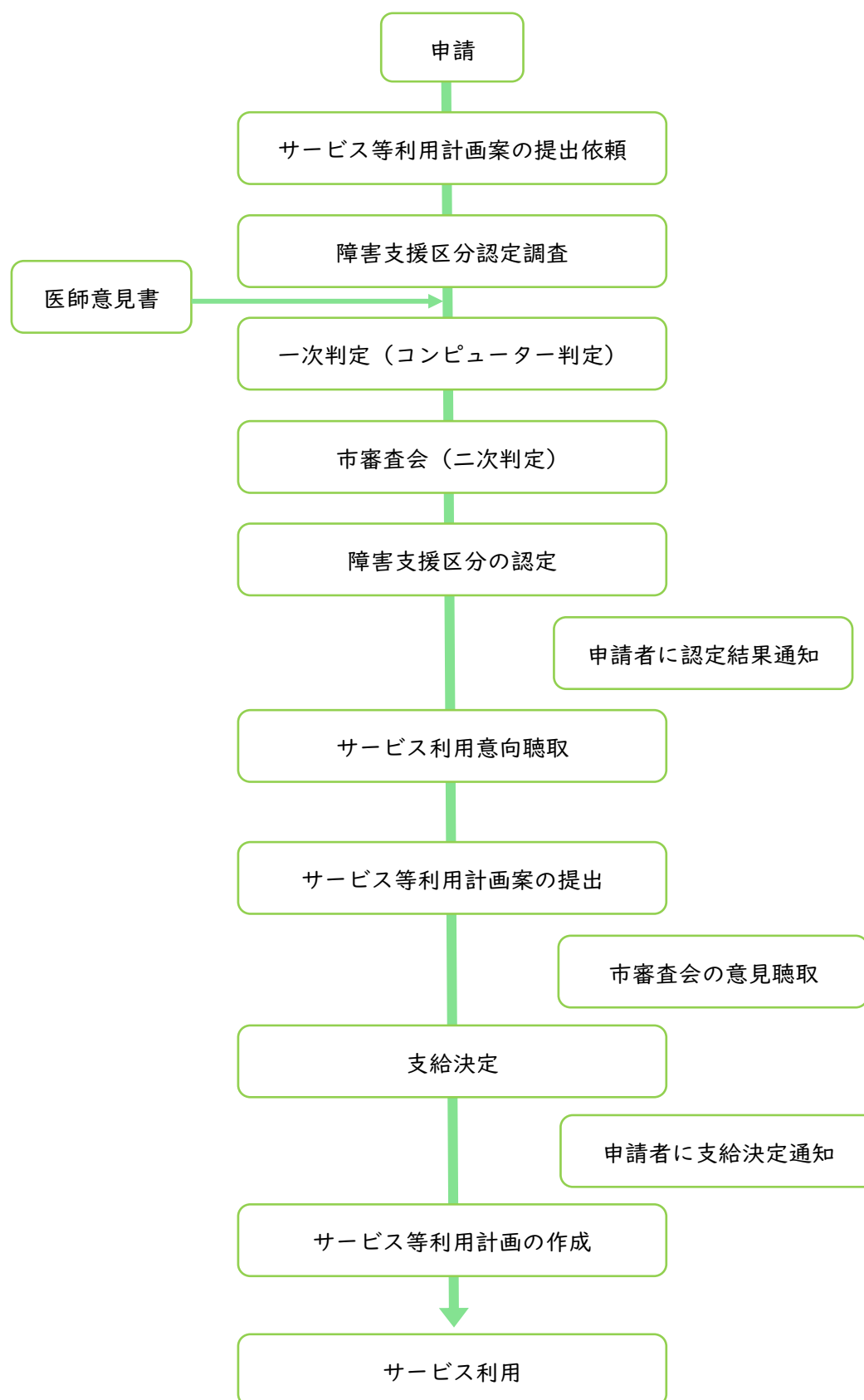
(1) 障害支援区分

内 容	障害支援区分とは、障がい者等の障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に表すもので、障害者総合支援法の対象となる障がい者が障害福祉サービスを利用するためには、障害支援区分の認定を受ける必要があります。障がい者の特性を踏まえた判定が行われるよう調査を行い、市審査会での総合的な判定を踏まえて認定します。
障害支援区分	7段階 必要とされる支援の度合いが低いものから、 非該当・区分1・区分2・区分3・区分4・区分5・区分6です。
申請手続きに必要なもの	①申請書 ②各種手帳 ③収入状況が確認できるもの（年金証書及び年金振込通知書） ④課税状況が確認できるもの（転入等により柳井市に課税情報がないとき） ※申請書は、窓口にあります。
窓 口	柳井市役所 社会福祉課

	サービス名	内 容
介 護 給 付	居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事等の生活全般にわたる援助を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者、重度の知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難がある方が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、移動中の介護、排せつ、食事の介護などの外出支援を行います。
	重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとて高い方に居宅介護等複数の支援を包括的にを行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者等に外出時に同行し、移動の援護その他の外出する際に必要な援助を行います。
	短期入所	自宅で介護する方が病気のときなどに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	常時医療と介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

	サービス名	内 容
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。
	宿泊型自立訓練	居室その他の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上させるための訓練、生活等に関する相談、助言等を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 A 型 (雇用型)	雇用契約に基づく契約が困難な 65 歳未満の方で、一般企業への就労に結びついていない方に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 B 型	一般企業等での就労が困難になった方や、一定年齢に達している方等に働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
	就労定着支援	一般企業等へ就労した方について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業、自宅等への訪問や対象者の来所により必要な連絡調整や指導、助言等を行います。
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

図1 障害福祉サービスの支給決定の流れと審査会の位置付け



※受給者や希望するサービスの条件に応じて、上記の流れと異なる場合があります。

(2) 利用者負担

利用したサービス利用料の1割を利用者が負担します。

ただし、所得に応じて、ある一定金額以上の負担を求めない「月額上限額」が設定されます。

区 分	世 帯 収 入 状 況	月額上限額
一般2	市民税課税世帯（一般1に該当する方を除く。）	37,200円
一般1	市民税課税世帯 世帯員全員の市民税所得割の額の合計が16万円未満の世帯（障がい児のときは、28万円未満の世帯）に限り、20歳以上の施設等入所者を除く。	【施設等入所者以外】 障がい者 9,300円 障がい児 4,600円 【20歳未満の施設等入所者】 9,300円
低所得2	市民税非課税世帯（低所得1に該当する方を除く。）	0円
低所得1	市民税非課税世帯のうち受給者の年収が80万円以下	0円
生活保護	生活保護受給世帯	0円

※世帯の範囲 障がい者 …本人と配偶者 障がい児 …保護者の属する世帯
20歳未満の施設等入所者 …保護者の属する世帯

(3) 利用者負担の減免

高額障害者福祉サービス費	同一世帯に属する支給決定障害者等に係る利用者負担の合計額（障害福祉サービス、補装具費、介護保険法に基づく居宅サービス等、障害児通所支援、障害児入所支援の利用者負担額の合計額）が一定の額を超えるときには、超過部分は、償還払いされます。
食費・光熱費等の実費負担の軽減	入所施設利用の方の所得が一定以下であれば、負担が軽減されます。
生活保護への移行防止	各種負担軽減制度によっても利用者負担のために生活保護の対象となるときには、生活保護の対象とならないように負担を軽減します。
多子軽減措置	児童通所支援（放課後等デイサービスを除く。）を利用しているとき又は幼稚園等に通う児童が同じ世帯に二人以上いるときは、児童通所支援の利用負担額が減額されます。

■窓 口 柳井市役所 社会福祉課

(4) 指定特定相談支援事業

障がい者のサービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う支援を行います。

【指定特定相談支援事業所一覧】

事業所名	住 所	電話番号
やない地域生活支援センター	柳井市柳井1910番地1	0820-22-1205
指定特定相談支援事業所たんぽぽ	熊毛郡田布施町川西1144番地	0820-52-2678
たちばな園相談支援事業所	大島郡周防大島町油良1020番地	0820-73-5010
柳井ひまわり園	柳井市伊保庄4472番地	0820-24-1100
ひらもと障害者支援事業所	柳井市山根6番17号	0820-23-1905
ながやす介護ステーション	熊毛郡平生町平生村862番地の2	0820-56-7890
はなさく相談支援事業所	熊毛郡田布施町麻郷1697番地	0820-25-3715
相談支援事業所フラフまいむ	熊毛郡田布施町下田布施217番地17	0820-25-1036

【柳井市内の指定サービス事業所一覧】

※柳井市外の指定事業所も利用できます。

事業所名	住 所	電話番号	サービス種類
社会福祉法人 柳井市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	柳井市南町 3 丁目 9 番 2 号	22-3870	居宅介護 重度訪問介護 同行援護
ニチイケアセンター柳井	柳井市南町 1 丁目 9 番 1 号 重村ビル 3F	24-2181	居宅介護 重度訪問介護 同行援護
ニチイケアセンター大畠	柳井市神代 2983 番地 2	45-5538	居宅介護 重度訪問介護 同行援護
サンキ・ウエルビー 介護センター柳井	柳井市柳井 1010 番地 1	24-1064	居宅介護 重度訪問介護
わたぼうしヘルパーステーション	柳井市柳井 4920 番地 2	25-3710	居宅介護 重度訪問介護
縁むすび	柳井市南町 2 丁目 7-30	25-1772	居宅介護 重度訪問介護
生活介護しらゆり	柳井市余田 2409 番地	25-1710	生活介護
柳井ひまわり園	柳井市伊保庄 4472 番地	24-1100	短期入所 施設入所支援 生活介護
こすもす	柳井市柳井 1973 番地	24-6601	短期入所 自立訓練(生活訓練) 宿泊型自立訓練
独立行政法人国立病院機構 柳井医療センター	柳井市伊保庄 95 番地	27-0211	短期入所 療養介護
グループホーム島の学園	柳井市平郡 1529 番地	47-2944	共同生活援助
グループホームのぞみ	柳井市新庄 52 番地 4	22-3778	共同生活援助
グループホームやなぎ園	柳井市旭ヶ丘 6 番 2 号	22-8573	共同生活援助
グループホーム R A S I E L 柳井	柳井市柳井 1003 番地 38	23-2223	共同生活援助
ゆうわ苑デイサービスセンター	柳井市伊保庄 1 番地 4	27-6001	生活介護【基準該当】
山根宅老所 ぼちぼち	柳井市山根 6 番 16 号	25-3911	生活介護【基準該当】
ふれあいショップ 一粒の麦	柳井市中央 3 丁目 14 番 15 号	23-7659	就労継続支援 B 型
ワークショップ白壁	柳井市柳井 3842 番地 6	22-3989	就労継続支援 B 型 就労定着支援
工房いな穂	柳井市神代 4110 番地 10	45-3811	就労継続支援 B 型
やなぎ園	柳井市余田 1449 番地 4	22-8573	就労継続支援 B 型
ほっぷ白壁	柳井市南町 3 丁目 8 番 4 号	25-3623	就労移行支援
はれまる亭	柳井市南町 1 丁目 10 番 2 号	23-4588	就労継続支援 A 型
みなくるはうす柳井	柳井市新庄 1076 番地 7	26-4131	就労継続支援 B 型
パントまいむ	柳井市天神 19 番地 10	25-1601	就労継続支援 B 型
お仕事ステーション柳井	柳井市古開作 459 番地 22	25-3347	就労継続支援 B 型 就労定着支援

5-3：介護保険法との関係

障害福祉サービスをご利用の40歳以上の方へ

介護保険サービスと障害福祉サービスで共通するものは、原則として介護保険サービスが優先されます。次のいずれかに該当する方は、介護保険の申請をしてください。

- ・65歳以上の方
- ・医療保険に加入している40歳から64歳で、特定疾病が原因でサービスを必要とする方

■窓口 柳井市役所 高齢者支援課

5-4：地域生活支援事業

障がいのある方が、身近な地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の実情、利用者の状況に応じ、柔軟な事業を行います。

(1) 日中一時支援事業

内 容	在宅の障がい者（児）に対し、日中における活動の場を確保し、障がい者（児）の家族の就労支援及び障がい者（児）を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るためのものです。
対 象 者	市内に住所を有する障がい者（児）で日中において監護する方がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と認められる方
利用者負担額	障害福祉サービスの利用者負担額に準じます。
申請手続きに必要なもの	①申請書 ②各種手帳等 ③課税状況が確認できるもの（転入等により柳井市に課税情報がないとき） ※申請書は、窓口にあります。
窓 口	柳井市役所 社会福祉課

【日中一時支援事業所一覧】

事業所名	住 所	電話番号
柳井ひまわり園	柳井市伊保庄 4472 番地	0820-24-1100
城南学園	熊毛郡田布施町川西 1144 番地	0820-52-2554
日中一時支援事業所リトルまいむ	熊毛郡田布施町下田布施 217 番地 17	0820-25-1036
ひかり苑	光市光ヶ丘 3 番 17 号	0833-44-7373

(2) 移動支援事業

内 容	屋外での移動が困難な障がい者（児）に対して、外出のための支援を行うことにより、障がい者等の地域における自立生活及び社会参加の促進を図ります。
対 象 者	市内に住所を有する障がい者等で、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通勤、営業活動等に係る外出、通年かつ長期にわたる外出等を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。）に移動の支援が必要と認められる方
利用者負担額	障害福祉サービスの利用者負担額に準じます。 原則、費用の1割。※ただし、外出に伴う交通費は、利用者負担とします。

申請手続きに必要なもの	①申請書 ②各種手帳等 ③課税状況が確認できるもの（転入等により柳井市に課税情報がないとき） ※申請書は、窓口にあります。
窓 口	柳井市役所 社会福祉課

【移動支援事業所一覧】

事業所名	住 所	電話番号
ニチイケアセンター柳井	柳井市南町1丁目9番1号	0820-24-2181
ニチイケアセンター大島	柳井市神代2983番地2	0820-45-5538
社会福祉法人 柳井市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	柳井市南町3丁目9番2号	0820-22-3870
訪問介護縁おすび	柳井市南町2丁目7番30号	0820-25-1772
ながやす介護ステーション	熊毛郡平生町平生村862番地2	0820-56-7890

（３）訪問入浴サービス事業

内 容	地域における重度の身体障がい者の生活を支援するため、移動入浴車を派遣し、居宅での入浴サービスを提供することにより、障がい者の身体の清潔保持、心身機能の維持等のお手伝いをします。
対 象 者	重度の身体障がい者で次に該当する方 ○市内に住所を有する方 ○医師が入浴可能と認めた方 ○健康上入浴に支障がない方
利用者負担額	1回につき 1,266円（費用の1割）
申請手続きに必要なもの	①申請書（窓口にあります） ②医師意見書 ③誓約書 ④各種手帳 ⑤課税状況が確認できるもの（転入等により柳井市に課税情報がないとき）
窓 口	柳井市役所 社会福祉課

（４）相談支援事業

障がい者（児）の相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。

また、障がい者等の早期発見のための連絡調整や権利擁護のために必要な支援を行います。

【相談支援事業所一覧】

事業所名	住 所	電話番号
やない地域生活支援センター	柳井市柳井1910番地1	0820-22-1205
地域生活支援センターたんぽぽ	熊毛郡田布施町川西1144番地	0820-52-2678
たちばな園相談支援事業所	大島郡周防大島町油良1020番地	0820-73-5010

(5) 地域活動支援センター事業

障がい者の地域生活を支援するため、創作的活動や生産活動の場を用意し、社会との交流を促進します。

事業所名	住所	電話番号
やない地域生活支援センター	柳井市柳井 1910 番地 1	0820-22-1205

【6】 児童福祉法によるサービス

6-1：概要

児童福祉法に基づき、障がいのある児童に対し、心身ともに健やかに育成するための支援を行います。

6-2：給付の内容

サービス名	内 容
児童発達支援	未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作や知識技能の習得、集団生活への適応のための支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対し、授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児に対し、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

6-3：障害児相談支援事業

障がい児が受けるサービスの利用計画を作成します。

【指定障害児相談支援事業者一覧】

事業所名	住 所	電話番号
やない地域生活支援センター	柳井市柳井 1910 番地 1	0820-22-1205
指定障害児相談支援事業所たんぽぽ	熊毛郡田布施町川西 1144 番地	0820-52-2678
たちばな園相談支援事業所	大島郡周防大島町油良 1020 番地	0820-73-5010
柳井ひまわり園	柳井市伊保庄 4472 番地	0820-24-1100
ひらもと障害者支援事業所	柳井市山根 6 番 17 号	0820-23-1905
ながやす介護ステーション	熊毛郡平生町平生村 862 番地 2	0820-56-7890
はなさく相談支援事業所	熊毛郡田布施町麻郷 1697 番地	0820-25-3715
相談支援事業所フラフまいむ	熊毛郡田布施町下田布施 217 番地 17	0820-25-1036
相談支援事業所エンジュ（槐）	熊毛郡平生町佐賀 3775-46	0820-25-3615

6-4：障害児通所支援事業所一覧

事業所名	住所	電話番号	サービス種類
児童デイサービス 3びきのこぶた	柳井市南町3丁目2番2号	0820-23-2474	児童発達支援 放課後等デイサービス
みらい	柳井市南町7丁目8番1号	0820-25-3081	児童発達支援 放課後等デイサービス
のびすく柳井	柳井市古開作428番地5	0820-25-1912	児童発達支援 放課後等デイサービス
あおぞら	熊毛郡平生町佐賀3775-46	0820-25-3365	児童発達支援 放課後等デイサービス
そよかぜ	熊毛郡平生町佐賀3775-46	0820-25-3365	児童発達支援 放課後等デイサービス
放課後等デイサービス ひばり	柳井市余田2409番地	0820-25-1710	放課後等デイサービス
放課後クラブあいあい	大島郡周防大島町油良 506番地	0820-73-0642	放課後等デイサービス
はなみずき放課後デイサービス	熊毛郡田布施町麻郷 1697番地	0820-25-3715	児童発達支援 放課後等デイサービス
はなみずき放課後デイサービス HOPE	熊毛郡田布施町麻郷 1688番地3	0820-25-3715	放課後等デイサービス
児童発達支援事業所 たんぽぽの家	熊毛郡田布施町宿井字尾 尻1064番地2	0820-25-1010	児童発達支援
放課後等デイサービス ポケットまいむ	熊毛郡田布施町下田布施 217番地17	0820-25-1036	放課後等デイサービス

※上記以外の指定事業所も利用できます。

【7】 日常生活の援助

7-1：補装具（障害福祉サービス）

内 容	障がいを補うために必要とされる用具の交付、修理の費用を助成します。
対 象 者	次のいずれかに該当する方 ・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・指定難病患者等 ※介護保険で購入又は貸与が可能なときは、介護保険の利用が優先です。
種 目	【別表2】をご覧ください。
利用者負担額	原則、利用したサービス利用料の1割。 ※ただし、所得に応じて、ある一定金額以上の負担を求めない「月額上限額」が設定されます。また、種目ごとに定められた基準額以上の補装具の交付を希望されるときは、その差額は、自己負担です。
申請手続きに必要なもの	補装具の種類によって、必要書類及び手順が異なります。 詳しくは、事前に窓口にお問い合わせください。
窓 口	柳井市役所 社会福祉課

【別表2】

主な障がい項目	補装具の交付種目
視覚障害	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害	補聴器
音声・言語機能障害	重度障害者用意思伝達装置
肢体不自由	義肢装具、歩行補助つえ、姿勢保持装置、歩行器、車椅子、電動車椅子
肢体不自由児のみ	座位保持椅子、起立保持具、排便補助具、頭部保持具

7-2：軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

内 容	軽度・中等度難聴児（18歳未満）の言語能力の健全な学力の向上を図るため、補装具費支給制度の補完的措置として、対象児のために補聴器の購入・修理に要する費用の一部を助成します。
対 象 者	次のいずれにも該当する方 ○両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満の方 ○身体障害者手帳の交付対象者でない方
利用者負担額	原則、補装具の基準額に3分の1を乗じて得た額 基準額以上の補聴器の購入を希望されるときは、その差額は、自己負担です。
申請手続きに必要なもの	①規定の様式による指定自立支援医療機関医師による意見書 ②補聴器販売業者が作成した見積書 ※詳しくは、事前に窓口にお問い合わせください。
窓 口	柳井市役所 社会福祉課

7-3：日常生活用具給付事業

(1) 日常生活用具

内 容	在宅で暮らす障がい者の日常生活を容易にするため、用具の費用を助成します。
対象者・種目	【別表3】をご覧ください。
利用者負担額	原則、利用したサービスの1割。 ※ただし、所得に応じて、ある一定金額以上の負担を求めない「月額上限額」が設定されます。また、種目ごとに定められた基準額以上の支援用具の交付を希望されるときは、その差額は、自己負担です。
申請手続きに必要なもの	種目により必要書類が異なります。 詳しくは、事前に窓口にお問い合わせください。
窓 口	柳井市役所 社会福祉課

【別表3】

	種 目	対 象 者	年 齢
介護・訓練用支援用具	特殊寝台	・ 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい者（児） ・ 寝たきりの状態にある指定難病患者等	
	特殊マット	・ 下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を必要とする身体障がい者（身体障がい児のときは、2級を含む。） ・ 重度又は最重度の知的障がい者（児） ・ 寝たきりの状態にある指定難病患者等	原則 3歳以上
	特殊尿器	・ 下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を必要とする身体障がい者（児） ・ 自力で排尿できない指定難病患者等	原則 学齢児以上
	入浴担架	・ 下肢又は体幹機能障害2級以上であり、入浴に当たり家族等他人の介助を必要とする身体障がい者（児）	原則 3歳以上
	体位変換器	・ 下肢又は体幹機能障害2級以上であり、下着交換等に当たり家族等他人の介助を必要とする身体障がい者（児） ・ 寝たきりの状態にある指定難病患者等	原則 学齢児以上
	移動用リフト	・ 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい者（児） ・ 下肢又は体幹機能に障がいがある指定難病患者等	原則 3歳以上
	訓練いす	・ 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい児	原則 3歳以上
	訓練用ベッド	・ 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい児 ・ 下肢又は体幹機能に障がいがある指定難病患者等	原則 学齢児以上
自立生活支援用具	入浴補助用具	・ 下肢又は体幹機能に障がいがあり、入浴に介助を必要とする身体障がい者（児） ・ 入浴に介助を必要とする指定難病患者等	原則 3歳以上
	便器	・ 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい者（児） ・ 常時介護を必要とする指定難病患者等	原則 学齢児以上

	種 目	対 象 者	年 齢
	T字状・棒状のつえ	・平衡機能、下肢又は体幹機能障害３級以上の身体障がい者（児）	原則 学齢児以上
	移動・移乗支援用具	・平衡機能、下肢又は体幹機能に障がいがあり、家庭内の移動等において介助を必要とする身体障がい者（児） ・下肢機能に障がいがある指定難病患者等	
	頭部保護帽	・平衡機能、下肢又は体幹機能に障がいがあり、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒するおそれがある身体障がい者（児） ・重度又は最重度の知的障がい者（児） ・てんかんの発作等により頻繁に転倒する精神障がい者	
	特殊便器	・上肢障害２級以上で、訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な身体障がい者（児） ・訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な重度又は最重度の知的障がい者（児） ・上肢機能に障がいのある指定難病患者等	原則 学齢児以上
	火災警報器	・火災発生の感知及び避難が著しく困難であり、次のいずれかに該当する方 ・障害等級２級以上の身体障がい者（児） ・重度又は最重度の知的障がい者（児） ・指定難病患者等 ※いずれも対象者又は指定難病患者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯	
	自動消火器		
	電磁調理器	・視覚障害２級以上の身体障がい者で、盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯 ・重度又は最重度の知的障がい者で、知的障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	
	歩行時間延長信号機用小型送信機	・視覚障害２級以上の身体障がい者（児）	原則 学齢児以上
	聴覚障害者用屋内信号装置	・聴覚障害２級以上の身体障がい者（児）で、聴覚障がい者（児）のみの世帯又はこれに準ずる世帯	
	クールベスト	・体温調整が著しく困難な方	
在宅療養等支援用具	紫外線カットクリーム	・紫外線に対する防御機能が著しく欠けており、がんや神経障害を起こすおそれがある方	
	透析液加温器	・腎臓機能障害３級以上の身体障がい者（児）	原則 ３歳以上
	ネブライザー（吸入器）	・呼吸器機能障害３級以上又は同程度の障がいがあり、使用の必要性が認められる身体障がい者（児） ・呼吸器機能に障がいをする指定難病患者等	
	電気式たん吸引器		
	酸素ボンベ運搬車	・医療保険における在宅酸素療法を行う身体障がい者（児）	
	盲人用体温計（音声式）	・視覚障害２級以上の身体障がい者（児）で、盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯	原則 学齢児以上

	種 目	対 象 者	年 齢
	盲人用体重計 (音声式)	・視覚障害２級以上の身体障がい者（児）で、盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯	原則 学齢児以上
	パルスオキシメータ	・呼吸器機能障害、心臓機能障害又は同程度の障がいがあり、在宅酸素療法者又は人工呼吸器装着者である身体障がい者（児）	
	手動式圧注入調整装置 (半固形状流動食注入システム)	・そしゃく機能障害３級以上若しくは同程度の障がいがあり、通常の経腸栄養では逆流し、頻繁に誤嚥性肺炎を起こす身体障がい者、又は半固形栄養剤が適応できず下痢などの症状を起こす身体障がい者 ・通常の経腸栄養では逆流し、頻繁に誤嚥性肺炎を起こす難病患者等、又は半固形栄養剤が適応できず下痢などの症状を起こす難病患者等（嚥下困難者）	
	人工呼吸器用非常用電源	・呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障がい者（児）であって、必要と認められる者 ・呼吸器機能に障がいをする指定難病患者等	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	・肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障がいであって、発声・発語に著しい障がいをする身体障がい者（児）	原則 学齢児以上
	情報・通信支援用具	・上肢機能又は視覚障害２級以上の身体障がい者（児）	
	点字ディスプレイ	・視覚障害２級以上で使用の必要性が認められる身体障がい者（児）	
	点字器	・視覚障害２級以上の身体障がい者（児）	原則 学齢児以上
	点字タイプライター	・視覚障害２級以上で就労若しくは就学している身体障がい者（児）又は就労が見込まれる身体障がい者（児）	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	・視覚障害２級以上の身体障がい者（児）	原則 学齢児以上
	視覚障害者用活字文書読上げ装置		
	視覚障害者用拡大読書器	・視覚に障がいがあり、本装置により文字等を読むことが可能になる身体障がい者（児）	原則 学齢児以上
	盲人用時計	・視覚障害２級以上の身体障がい者（児） ※音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な方	原則 学齢児以上
	聴覚障害者用通信装置	・聴覚又は発声・発語に著しい障がいがあるために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる身体障がい者（児）等	原則 学齢児以上
	聴覚障害者用情報受信装置	・聴覚に障がいがあり、本装置によりテレビの視聴が可能になる身体障がい者（児）	
	人工喉頭	・喉頭摘出者又は音声・言語機能に障がいをする方	

	種 目	対 象 者	年 齢
排泄管理支援用具	視覚障害者用 ワードプロセッサ ー（共同利用）	・視覚に障がいがあり、就労若しくは就学している身体障がい者（児）又は就労が見込まれる身体障がい者（児）	
	点字図書	・視覚に障がいがある身体障がい者（児）※詳細は別に記載	
	ストマ装具	・人工肛門又は人工膀胱造設者	
	紙おむつ等	・ストマの著しい変形等によりストマ装具の使用が困難な方 ・高度の排便又は排尿機能障がいがあり、意思表示が困難な方 ・脳原性運動機能障がいがあり、意思表示が困難な方	原則 3歳以上
	収尿器	高度の排尿機能障害がある方	

（２）点字図書

内 容	情報の入手を点字で行っている方に点字図書を給付します。
対 象 者	柳井市に住所を有し、情報の入手に点字を必要とする視覚障がい者
利用者負担額	点字翻訳する以前の一般図書の購入価格
申請手続きに必要なもの	①申請書 ②身体障害者手帳 ③点字図書発行証明書 ※申請書は、窓口にあります。
窓 口	柳井市役所 社会福祉課

（３）住宅改修

内 容	障がいのある方が住宅環境の改善を行うとき、原則対象者一人につき１回に限り居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費を給付します。
対 象 者	柳井市に住所を有する、次のいずれかに該当する方 ・下肢、体幹機能障害を有する障害程度等級３級以上の方 ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する障がい者等で障害程度等級３級以上の方 ※特殊便器への取替えについては、上肢障害２級以上の方 ※介護保険法により、住宅改修費の支給を受けられる方は、対象となりません。
助 成 額	費用の一部（２０万円を限度とする。）を助成します。
利用者負担額	原則、費用の１割。
申請手続きに必要なもの	①申請書 ②身体障害者手帳 ③見積書 ④改修予定個所の見取図及び写真 ※申請書は、窓口にあります。
窓 口	柳井市役所 社会福祉課

7-4：意思疎通支援事業

(1) 手話通訳者等の派遣

内 容	手話通訳を必要とする方に通訳者を派遣します。
対 象 者	柳井市に住所を有し、手話通訳を必要とする聴覚障がい者
利用者負担額	無料
窓 口	柳井市役所 社会福祉課

(2) 要約筆記者等の派遣

内 容	要約筆記を必要とする方に筆記者を派遣します。
対 象 者	柳井市に住所を有し、要約筆記を必要とする聴覚障がい者
利用者負担額	無料
窓 口	柳井市役所 社会福祉課

7-5：社会参加促進事業

(1) 点字・声の広報発行事業

内 容	市発行の広報等を音訳し、必要に応じて利用者にCD等を配布します。
対 象 者	柳井市に住所を有する視覚障がい者
利用者負担額	無料
窓 口	柳井市役所 社会福祉課

(2) 点字講習会

内 容	点字の知識、技術を広く普及することにより、視覚障がい者の社会活動におけるコミュニケーションが円滑になるよう、点字講習会を開催しています。
利用者負担額	無料
窓 口	柳井市役所 社会福祉課

(3) 手話奉仕員養成講座

内 容	口頭での会話が困難な障がい者等との日常会話を円滑に行うために必要な手話技術を習得する講座を開催しています。
利用者負担額	無料（テキスト代等は自己負担です）
窓 口	柳井市役所 社会福祉課

(4) スポーツ・レクリエーション事業

内 容	障がいのある方の社会参加推進と、市民の障がいへの理解・交流を目的として、柳井市障がい者スポーツ・レクリエーション事業実行委員会の主催による柳井市障がい者フライングディスク交流大会が開催されています。
窓 口	柳井市役所 社会福祉課

7-6: その他の支援

(1) 寝具洗濯乾燥消毒サービス

内 容	回収サービス委託業者が寝具を回収し、洗濯・乾燥・消毒を行います。
対 象 者	在宅生活をする市民で、次のいずれかの世帯に属する人 【高齢者】 ① 80歳以上の高齢者のみの世帯 ② 75歳以上の高齢者で、要介護状態（要介護4、要介護5）及び指定難病患者等で寝たきりの状態にある方（ただし、同居者により寝具の衛生管理が可能と認められる場合は対象となりません。） 【重度障がい者】 ① 障がい者のみの世帯に属する方のうち、寝具類の衛生管理が困難で重度身体障がい者に該当する方 ② 在宅で常時寝たきりの状態にある障がい者（指定の難病患者を含む） ※支給の要件がありますので、お問い合わせください。
利 用 回 数	年1回
利用者負担額	敷・掛布団 160円/枚 毛布 60円/枚 枕 30円/個
窓 口	柳井市役所 社会福祉課・高齢者支援課

(2) 訪問理美容サービスの出張経費の助成

内 容	在宅生活をする対象者に、出張理美容による訪問理美容サービスを行います。
対 象 者	理髪店や美容院へ行くことが困難又は座位が保てない方で、次のいずれかに該当する方 ・ 65歳以上の寝たきり又は認知症の高齢者 ・ 心身の障がいや傷病等がある方
利 用 回 数	年4回まで
利用者負担額	理美容料金
窓 口	柳井市役所 社会福祉課・高齢者支援課

(3) 緊急通報体制整備事業

内 容	急病や災害等の緊急時に敏速かつ適切に対応する体制づくりのサービスと同時に、安心して自立した生活を続けることができる環境づくりのサービスを行います。
対 象 者	次のいずれかに該当する方 ・ 75歳以上の一人暮らし高齢者 ・ 65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯に属する高齢者、高齢者及び身体障がい者のみの世帯に属する高齢者で、慢性疾患等により健康上特に注意が必要と認められる方 ・ 身体障害者手帳（1級・2級）の交付を受けている一人暮らしの身体障がい者 ・ 障害者手帳所持者のうち、一人暮らし又は障がい者のみの世帯に属する障がい者で、心身機能の低下等により日常生活を営む上で常時注意を要する方
利用者負担額	500円/月
窓 口	柳井市役所 社会福祉課・高齢者支援課

(4) 福祉車両の貸出し

対 象 者	身体障がい等により日常生活を営むのに必要な移動の手段が一般車両では困難な方 ※利用条件等がありますので、窓口にご相談ください。
窓 口	社会福祉法人 柳井市社会福祉協議会 TEL: (0820) 22-3800

(5) 車いすの貸出し

対 象 者	障がい者、高齢者等 ※利用条件等がありますので、窓口にご相談ください。
利 用 期 間	最長2カ月
窓 口	社会福祉法人 柳井市社会福祉協議会 TEL: (0820) 22-3800

(6) 生活福祉資金の貸付け

内 容	資金の貸付けを行っています。 安定した生活が送れるように、社会福祉協議会や地域を担当する民生委員が必要な援助指導を行います。
対 象 者	低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯、必要な資金の融資をほかから受けることが困難な世帯
窓 口	社会福祉法人 柳井市社会福祉協議会 TEL: (0820) 22-3800

(7) 選挙(郵便等による不在者投票)

対 象 者	身体に重度の障がい(障がいの部位により1~3級程度)がある方で、身体障害者手帳、傷病者手帳、介護被保険者証(要介護区分5)を持っており、一定の要件に該当し、市選挙管理委員会の発行する郵便等投票証明書の交付を受けている方 ※詳しくは、窓口にお問い合わせください。
窓 口	柳井市選挙管理委員会事務局

(8) ヘルプマーク

内 容	外見で分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたマークです。
対 象 者	身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病、高齢、妊娠等で、周囲の人からの援助や配慮が必要な場面のある方
配 布 場 所	・柳井健康福祉センター ・柳井市役所 社会福祉課 ・柳井市保健センター ※郵送での配布をご希望の方は、山口県厚政課に直接申請する必要があります。
問い合わせ先	山口県厚政課 TEL：(083) 933-2724



写真：ヘルプマーク

【8】 交通・移動の援助

8-1：社会参加支援関連事業

(1) 障害者自動車運転免許取得費助成事業

内 容	就労等社会活動への参加を促進することを目的に、自動車運転免許取得に直接必要な経費の一部を助成します。	
対 象 者	次のいずれかの交付を受けている方 ・身体障害者手帳（１～３級） ・療育手帳	
助 成 額	免許取得に掛かった費用の２分の１（１０万円を限度とする。）	
申請手続きに必要なもの	【申請するとき】 ①申請書（窓口にあります） ②身体障害者手帳又は療育手帳	【請求するとき】 ③運転免許証 ④領収書
窓 口	柳井市役所 社会福祉課	

(2) 身体障害者用自動車改造費助成事業

内 容	重度身体障がい者の就労等社会活動への参加を促進することを目的に、身体障がい者本人が所有し運転する自動車を改造するときに、改造に要する経費の一部を助成します。	
対 象 者	次のいずれにも該当する方 ○上肢機能障害、下肢機能障害又は体幹機能障害の１級又は２級の方 ○自動車運転免許を有する方 ○就労等に伴い、自ら所有し運転する自動車の操向装置（ハンドル）、駆動装置（アクセル及びブレーキ）等の一部を改造する必要がある方 ○助成金を支給する月の属する年の前年の所得金額が当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない方	
助 成 額	操向装置、駆動装置等の改造に要する経費として、１件当たり１０万円を限度とし、１車両につき１回限りとする。	
申請手続きに必要なもの	【申請するとき】 ①申請書（窓口にあります） ②身体障害者手帳 ③運転免許証 ④車検証 ⑤改造に係る経費の見積書 ⑥世帯全員の所得証明書（前年分）	【請求するとき】 ⑦領収書 ⑧写真（改造前、改造後）
窓 口	柳井市役所 社会福祉課	

(3) 駐車禁止除外指定車標章の交付

対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、一定の要件を満たす方
窓 口	住所地を所管する警察署

(4) やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度

内 容	公共施設や店舗などに設置されている身障者用駐車場を適正にご利用いただくため、障がいのある方や高齢の方等で歩行や乗降が困難な方に、利用証を交付しています。利用証を提示することで、県に登録された「やまぐち障害者等専用駐車場」を利用することができます。																																													
対 象 者	次のいずれかに該当する方																																													
	・身体障がい者 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">障 害 名</th><th>等 級</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">視覚障害</td><td>1～4級</td></tr> <tr> <td colspan="2">聴覚障害</td><td>2、3級</td></tr> <tr> <td colspan="2">平衡機能障害</td><td>3、5級</td></tr> <tr> <td rowspan="3">肢体不自由</td><td>上肢</td><td>1～4級</td></tr> <tr> <td>下肢</td><td>1～6級</td></tr> <tr> <td>体幹</td><td>1～3、5級</td></tr> <tr> <td rowspan="2">乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害</td><td>上肢機能</td><td>1、2級</td></tr> <tr> <td>移動機能</td><td>1～6級</td></tr> <tr> <td colspan="2">心臓機能障害</td><td>1、3、4級</td></tr> <tr> <td colspan="2">腎臓機能障害</td><td>1、3、4級</td></tr> <tr> <td colspan="2">呼吸器機能障害</td><td>1、3、4級</td></tr> <tr> <td colspan="2">ぼうこう又は直腸の機能障害</td><td>1、3、4級</td></tr> <tr> <td colspan="2">小腸機能障害</td><td>1、3、4級</td></tr> <tr> <td colspan="2">ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害</td><td>1～4級</td></tr> <tr> <td colspan="2">肝臓機能障害</td><td>1～4級</td></tr> </tbody> </table> ・知的障がい者 療育手帳Aの交付を受けている方 ・精神障がい者 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方 ・高 齢 者 「要介護1」～「要介護5」の方 ・難 病 患 者 特定疾患医療受給者証をお持ちの方 ・け が 人 けがにより、車いす、杖等を使用されている方 ・妊 産 婦 妊娠7か月～産後1年までの方（産後は、乳児同乗の時のみ） ・そ の 他 診断書等により、駐車場の利用に配慮が必要と認められる方		障 害 名		等 級	視覚障害		1～4級	聴覚障害		2、3級	平衡機能障害		3、5級	肢体不自由	上肢	1～4級	下肢	1～6級	体幹	1～3、5級	乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能	1、2級	移動機能	1～6級	心臓機能障害		1、3、4級	腎臓機能障害		1、3、4級	呼吸器機能障害		1、3、4級	ぼうこう又は直腸の機能障害		1、3、4級	小腸機能障害		1、3、4級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1～4級	肝臓機能障害	
障 害 名		等 級																																												
視覚障害		1～4級																																												
聴覚障害		2、3級																																												
平衡機能障害		3、5級																																												
肢体不自由	上肢	1～4級																																												
	下肢	1～6級																																												
	体幹	1～3、5級																																												
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能	1、2級																																												
	移動機能	1～6級																																												
心臓機能障害		1、3、4級																																												
腎臓機能障害		1、3、4級																																												
呼吸器機能障害		1、3、4級																																												
ぼうこう又は直腸の機能障害		1、3、4級																																												
小腸機能障害		1、3、4級																																												
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1～4級																																												
肝臓機能障害		1～4級																																												
申請手続きに 必要なもの	・身体障がい者 身体障害者手帳 ・知的障がい者 療育手帳 ・精神障がい者 精神障害者保健福祉手帳 ・高 齢 者 介護保険被保険者証 ・難 病 患 者 特定疾患医療受給者証 ・妊 産 婦 母子健康手帳（分娩予定日が分かるページ） ・け が 人 診断書等（車いす、杖等の使用期間が分かる物）、 本人確認書類 ・そ の 他 診断書等（歩行・乗降の状態が分かる物）、本人確認書類																																													

配 布 場 所	・ 山口県柳井健康福祉センター ・ 柳井市役所 社会福祉課、高齢者支援課 ・ 柳井市保健センター ・ 社会福祉法人 柳井市社会福祉協議会
問い合わせ先	山口県厚政課 TEL：(083) 933-2724

8-2：公共交通機関の割引

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、要件により割引になる場合があります。

(1) JR旅客運賃の割引

種 別	乗車券類	対象者	割引率	割引条件
・ 身体障害者手帳第1種 ・ 療育手帳A	普通乗車券 回数券 普通急行券 定期乗車券	本人 介護人	50%	一人での利用や同伴の介護者があるときなど割引条件が異なります。
・ 身体障害者手帳第2種 ・ 療育手帳B	普通乗車券	本人	50%	片道100キロを超えるときに普通乗車券のみ割引
	定期乗車券 (12歳未満)	本人 介護人	50%	12歳未満の小児が介護人と乗車するときのみ

※小児定期乗車券、グリーン料金、特急料金は、割引がありません。

■手 続 購入時に障害者手帳を提示してください。

■窓 口 JR乗車券発売窓口

(2) バス運賃の割引(例：防長バス)

区 分	対象者	割引率
・ 身体障害者手帳第1種 ・ 療育手帳A ・ 精神障害者保健福祉手帳1級又は12歳未満の精神障がい者	本人 介護人	50%
・ 身体障害者手帳第2種 ・ 療育手帳B ・ 精神障害者保健福祉手帳2級又は3級(12歳未満を除く。)	本人	50%

※割引対象についてバス会社によって異なる場合があります。

■手 続 各種障害者手帳を提示してください。

■窓 口 各バス会社

(3) 航空旅客運賃の割引

内 容	国内の航空機を利用するとき、国内線の運賃が割引になります。 ※割引を実施していない航空会社もあります。
対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と介護者
利 用 方 法	航空券購入時に障害者手帳を提示してください。
窓 口	各航空会社、営業所など

(4) タクシー運賃の割引

内 容	タクシーを利用した際に、料金が10%割引になります。 福祉タクシーの助成券との併用が可能です。
対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
利 用 方 法	乗車の際に障害者手帳を提示してください。
窓 口	各タクシー会社

(5) 障害者タクシー福祉乗車割引証

内 容	基本料金分の障害者タクシー福祉乗車割引証（以降タクシー券）を年間48枚交付します。 ※ただし、腎臓機能障害により人工透析を受けている方は、年間96枚交付。
対 象 者	次のいずれかに該当する方 ・身体障害者手帳1～3級 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ※自動車税等の減免を受けている方は、対象となりません。
申請手続きに必要なもの	①申請書 ②各種障害者手帳 ※申請書は、窓口にあります。
助 成 額	基本料金
利 用 方 法	乗車の際にタクシー券と各種障害者手帳を提示してください。
窓 口	柳井市役所 社会福祉課

(6) 予約制乗合タクシー運賃の割引 (日積地区／大畠地区／伊陸地区／阿月地区社会福祉協議会)

区 分	対象者	割引率
・身体障害者手帳第1種 ・療育手帳A ・精神障害者保健福祉手帳1級又は12歳未満の精神障がい者	本人 介護人	50%
・身体障害者手帳第2種 ・療育手帳B ・精神障害者保健福祉手帳2級又は3級（12歳未満を除く。）	本人	50%

■手 続 利用登録の際に各種障害者手帳を提示してください。

■窓 口 各地区社会福祉協議会

(7) フェリー運賃の割引

	区 分	対象者	割引率
防予フェリー	・身体障害者手帳第1種 ・療育手帳A ・精神障害者保健福祉手帳1級	本人 介護人	50%
	・身体障害者手帳第2種 ・療育手帳B ・精神障害者保健福祉手帳2級又は3級	本人	50%
平郡航路	・身体障害者手帳第1種 ・療育手帳A ・精神障害者保健福祉手帳1級	本人 介護人	50%

※距離により割引にならないときがあります。また、乗用車の割引が受けられないときもあります。

■手 続 乗船券購入の際に手帳を提示してください。

■窓 口 各フェリー会社

(8) 有料道路通行料金の割引

内 容	身体障害者手帳又は療育手帳の提示をすると、有料道路（一部有料道路を除く。）の割引があります。なお、有効期限がありますので、継続して割引を受ける場合は、更新手続きが必要です。
対 象 者	次のいずれかに該当する方 ・身体障害者手帳をお持ちで自ら運転するとき ・身体障害者手帳第1種又は療育手帳Aをお持ちの方が同乗し、介護者が運転するとき
対 象 と な る 自 動 車	障がい者本人、家族又は当該障がい者を日常的に介護する方が所有する1台のみ。 ※営業用の自動車には、適用されません。
利 用 方 法	あらかじめ窓口で申請し、手帳に証明を受けてください。
申請手続きに必要なもの	①身体障害者手帳 ②運転免許証（障がい者本人が運転するときのみ） ③車検証 ※割賦購入（ローン）又は長期リースにより自動車を利用しているときは、割賦契約書又はリース契約書が必要です。 【ETC割引をご希望の方は次のものも必要になります】 ④車載器管理番号の分かる物（「車載器セットアップ申込書・証明書」等） ⑤ETCカード（18歳以上の障がい者は、本人のETCカード） ※障がい者本人以外の所有する自動車で申請するとき、本人との関係が分かる書類の提出を求めています。
割 引 額	通常料金の半額
窓 口	柳井市役所 社会福祉課

【9】 税金・公共料金

9-1：税の減免

(1) 自動車税・自動車取得税の減免

内 容	障がいのある方が所有する自家用車を、障がい者本人、障がい者と生計を同じくする方又は障がい者を常時介護する方がもっぱら障がい者のために運転するときは、自動車税が減免されることがあります。
窓 口	山口県 柳井県税事務所 TEL：(0820) 23-2121

(2) 軽自動車税・軽自動車取得税の減免

内 容	軽自動車についても自動車税と同様の取扱いがあります。
窓 口	柳井市役所 税務課

(3) その他税の控除

内 容	障害者手帳等をお持ちの方は、税の控除、非課税制度があります。
窓 口	柳井市役所 税務課

9-2：公共料金等

(1) NTT電話番号の無料案内

内 容	NTTの電話番号案内の「104」をプッシュした後、「ふれあい案内」と申し出て、登録済みの電話番号と暗証番号を伝え、案内料が無料になります。
対 象 者	障がいの種類により制限がありますので、お問い合わせください。
問い合わせ先	TEL：0120-104174 NTTフリーダイヤル <受付時間>午前9時～午後5時 月曜日から金曜日まで ※祝日及び年末年始を除く。

(2) 携帯電話基本料金の割引

内 容	基本使用料の割引等が受けられます(内容は、携帯電話各社によって異なります)。
対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
窓 口	・各携帯電話の取扱店 ・携帯電話会社のお問い合わせ窓口

(3) 郵便料金

郵便料金が無料となるもの	以下のもので3kgまでのもの ・点字郵便物(点字のみを掲げた内容で開封の物) ・盲人用の録音物、点字用紙で日本郵便株式会社が指定する施設から差出又は施設宛ての物
郵便料金等に特例がある物	・聴覚障がい者用ゆうパック ・点字ゆうパック ・心身障害者用ゆうメール
窓 口	お近くの郵便局

(4) NHK受信料の減免

ア 全額免除

対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税である方
申請手続きに必要なもの	①申請書 ②各種障害者手帳 ③印鑑 ④世帯構成員の分かる住民票 ⑤世帯構成員全員の非課税証明書 ※申請書は、窓口にあります。
窓 口	・柳井市役所 社会福祉課 ・NHK山口放送 TEL：(083) 921-3737
問い合わせ先	NHKふれあいセンター ナビダイヤル：0570-077-077

イ 半額免除

対 象 者	放送受信契約者かつ世帯主であり、次のいずれかに該当する方 ・視覚障害又は聴覚障害により、身体障害者手帳の交付を受けている方 ・身体障害者手帳Ⅰ～Ⅱ級 ・療育手帳A ・精神障害者保健福祉手帳Ⅰ級
申請手続きに必要なもの	①申請書 ②各種障害者手帳 ③印鑑 ④世帯主と分かる住民票 ※申請書は、窓口にあります。
窓 口	・柳井市役所 社会福祉課 ・NHK山口放送 TEL：(083) 921-3737
問い合わせ先	NHKふれあいセンター ナビダイヤル：0570-077-077

【10】 その他

10-1：交通事故による被害者援護制度

(1) 交通遺児等育成資金

内 容	独立行政法人自動車事故対策機構では、保護者が自動車事故で死亡、または重度の後遺障害者（自動車損害賠償保障法3級以上）となった被害者の家庭の遺児などの健全な育成を図るため、育成資金の無利子貸付けを行っています。
対 象 者	0歳から中学校卒業までの方
貸 付 金	・一時金 155,000円 ・月額 10,000円 または 20,000円（選択制） ・入学支度金 44,000円
貸 付 期 間	貸付決定月から中学校卒業の月まで
返 還 方 法	20年以内の均等払い（月払い） ※高校・大学への進学者はその間返還猶予

(2) 重度後遺障害者への介護料支給

内 容	自動車事故により、脳・脊髄又は胸腹部臓器に損傷を受け、常時又は随時の介護を必要とする重度後遺障害者を抱える家族の精神的・肉体的並びに経済的負担の軽減を図るため、介護料を支給しています。
対 象 者	自賠責保険（共済保険）の等級が【別表3】に該当する方
介 護 料	月額 (1)常時介護 72,990円～211,530円 (2)随時介護 36,500円～ 83,480円 ※ただし、介護に要する費用（訪問介護・介護用品購入等）の負担に応じて、上限額までの範囲内で支給します。また、介護料の金額は変わることがあります。 詳しくは、独立行政法人自動車事故対策機構にお問い合わせください。
問い合わせ先	独立行政法人 自動車事故対策機構 山口支所 住所：山口市吉敷下東1-3-1 山陽ビル吉敷 TEL：083-924-5419

【別表3】

種 別	平成14年4月1日以降の事故	平成14年3月31日以前の事故
(1)常時介護	「第1級1号」または「第1級2号」	「第1級3号」または「第1級4号」
(2)随時介護	「第2級1号」または「第2級2号」	「第2級3号」または「第2級4号」

山口県柳井市南町一丁目 10 番 2 号

柳井市社会福祉課

TEL (0820) 22-2111

FAX (0820) 23-7566

